

預かり保育の時間を変更するにいたった経緯について

預かり保育の時間を変更させていただくこととなった経緯について説明させていただきます。当園では、毎年、愛知県より多額の補助金の交付を受けております。そのうち、預かり保育を行ったことによる補助金として、毎年 140 万円の交付を受けておりました。

預かり保育を行った事による補助金は、昨年度までは、「預かり保育を 2 時間以上行っていること」が要件となっておりますが、今年度より、「預かり保育を 4 時間以上行っていること」へと要件が変更（※1）されました。

令和 2 年 1 月 1 5 日の国の行政レビュー（※2）の中で、2 時間の預かり保育では新 2 号認定の方の受け入れの実効性に乏しいとされ、文科省予算案の中で、預かり保育の助成は 4 時間からとされました。発想としては、新 2 号認定の受け皿になるには 8 時間保育が必要であるから、保育時間の 4 時間を引けば預かり保育は 4 時間必要だというものであります。幼稚園の実態を知る人への聞き取り等は一切なく、全日本私立幼稚園連合会からの要望もほぼ聞いてもらえなかったとのことです。

当園では最長で 8 時 3 0 分から 1 7 時まで、8 時間半、お子様をお預かりしております。また、多くの私立幼稚園において「保育時間でも預かり保育時間でもないが、子どもを預かっている時間」が設けられているというのが実態であります。今回の要件の変更は不服ではございますが、預かり保育の助成を受けられなくなることは、園の運営に少なからず支障が生じるものであります。こうした事情により、令和 3 年度より、形式的ではございますが、保育時間の前後も預かり保育とさせていただくことといたしました。

すでにお知らせしている通り、子ども達の園での過ごし方は昨年度までと一切変わらず、保護者の方に金銭の負担をお願いすることもございません。園の運営上、必要な措置として、保護者の皆様方におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※1 https://youchien.com/info/news/tfpkv10000001vje-att/4_201223.pdf

※2 <https://live.nicovideo.jp/watch/lv328840955#3:38:08>

外部有識者と各府省の担当者等により、各府省が行った事業の点検・改善内容等を再検証し、事業の改善策について議論するもの

令和 3 年 4 月 8 日
東 春 暁 幼 稚 園